

## 環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子  
(公印省略)

### 記

#### 第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称：株式会社京葉興業  
代表者：代表取締役社長 鈴木 宏和  
所在地：東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号
- 対象事業の名称及び種類  
名称：(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業  
種類：廃棄物処理施設の設置
- 対象事業の所在地  
所在地：東京都江東区新砂三丁目11番7号

## 第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【廃棄物】

計画建物の建設に伴う建設廃棄物については、廃棄物の種類ごとに発生量、再資源化量等を予測し、評価の指標に適合するとしているが、再資源化率については指標との乖離があることから、適合するとした根拠を明らかにした上で、事後調査において発生量、再資源化量等を詳細に報告すること。

### 【温室効果ガス】

環境保全のための措置に挙げられているバイオガス発電設備、地中熱利用システム及び太陽光発電などの様々な対策については、温室効果ガスの削減に有効な対策と期待されることから、導入の結果と具体的な効果を検証するため、事後調査において詳細に報告すること。